佐賀県告示第40号

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第7号の規定により、指定地方公共機関を次のとおり指定した。 平成26年2月21日

佐賀県知事 古 川 康

1 指定地方公共機関

国立大学法人佐賀大学(佐賀大学医学部附属病院)

社団法人全国社会保険協会連合会(佐賀社会保険病院)

社会福祉法人恩賜財団済生会(済生会唐津病院)

医療法人清明会(やよいがおか鹿毛病院)

- 一般社団法人巨樹の会(新武雄病院)
- 一般社団法人佐賀県医師会

公益社団法人佐賀県看護協会

- 一般社団法人佐賀県歯科医師会
- 一般社団法人佐賀県薬剤師会

佐賀ガス株式会社

唐津瓦斯株式会社

鳥栖ガス株式会社

伊万里ガス株式会社

筑紫ガス株式会社

- 一般社団法人佐賀県LPガス協会
- 一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会

公益社団法人佐賀県トラック協会

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館

2 指定年月日 平成26年2月12日